

定 款

株式会社 イナリサーチ

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社イナリサーチと称し、英文では Ina Research Inc. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医療機器、農薬、食品及びその他化学物質等の開発並びにその開発支援サービス
- (2) 細胞、生物及び細胞・生物・特定生物由来製品の製造並びにその販売
- (3) 遺伝子解析その他の理化学分析及び医療に関する検査の受託
- (4) 実験動物、産業動物の飼育及びその販売
- (5) 実験動物、産業動物の検疫、輸出入及びその販売
- (6) 実験動物、産業動物の飼料、飼料添加物、飼育設備、器具・器材の開発、設計、施工、輸出入及びその販売
- (7) 医療機器、理科学実験機器、環境制御機器の開発、設計、販売及び受託研究
- (8) 建築設計監理、建築工事業、内装仕上工事業、管工事業、電気工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業
- (9) 食品、食品添加物、飲料品及び酒精含有飲料の製造（受託製造含む）、販売及び仲介業務、並びに輸出入
- (10) 特許権、その他の産業財産権、知的財産権等の取得
- (11) コンピュータシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、販売、輸出入、保守及び支援並びにコンサルティング業務
- (12) 通訳業及び翻訳業
- (13) 出版業並びに書籍の輸出入及び販売
- (14) 有料職業紹介事業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 人材育成のための教育、セミナー、講演会及び研修に関する事業
- (17) 不動産の管理、賃貸
- (18) 前各号に付帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を長野県伊那市に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、800 万株とする。

第 6 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 7 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 8 条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 10 条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招集)

定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 13 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 14 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (取締役会の設置)

当社は、取締役会を置く。

第 19 条 (取締役の員数)

当社の取締役は、8 名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役および役付取締役)

当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

第 26 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。

第 28 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条 (監査役及び監査役会の設置)

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第 32 条 (監査役の員数)

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 33 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただ

し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

第 37 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 39 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条 (監査役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役会であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 42 条 (会計監査人の設置)

当社は会計監査人を置く。

第 43 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 44 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 45 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 46 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 47 条 (期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 48 条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 49 条 (期末配当金の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第 14 条の変更は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 条) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施工の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

《変更記録》

1974 年(昭和 49 年) 7 月 13 日	会社設立
1978 年(昭和 53 年) 3 月 10 日	改正
1986 年(昭和 61 年) 5 月 26 日	改正
1989 年(平成元年) 5 月 29 日	改正
1989 年(平成元年) 7 月 1 日	改正
1992 年(平成 4 年) 5 月 28 日	改正
1993 年(平成 5 年) 1 月 8 日	改正
1994 年(平成 6 年) 5 月 24 日	改正
2004 年(平成 16 年) 6 月 24 日	改正
2005 年(平成 17 年) 6 月 27 日	改正
2006 年(平成 18 年) 6 月 27 日	改正
2007 年(平成 19 年) 6 月 25 日	改正
2007 年(平成 19 年) 11 月 7 日	改正
2009 年(平成 21 年) 6 月 26 日	改正
2010 年(平成 22 年) 1 月 6 日	改正
2011 年(平成 23 年) 6 月 29 日	改正
2012 年(平成 24 年) 5 月 22 日	改正
2012 年(平成 24 年) 6 月 25 日	改正
2013 年(平成 25 年) 6 月 27 日	改正
2019 年(令和元年) 6 月 25 日	改正
2022 年(令和 4 年) 6 月 24 日	改正